

次世代育成支援行動計画懇談会設置要綱

平成23年10月17日
23福保子計第461号
福祉保健局長決定

(目的)

第1 次世代育成支援対策推進法第21条に基づき、次世代育成支援東京都行動計画（以下「行動計画」という。）の実効性ある推進を図るため、行動計画の進捗状況、事業効果等について、専門的な立場から意見や助言を求める目的として、次世代育成支援行動計画懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 懇談会は、次の事項について専門的な立場からの意見や助言を行う。

- (1) 次世代育成支援対策の推進に関すること。
- (2) 行動計画の進捗状況に関すること。
- (3) 行動計画の事業効果及び評価指標に関すること。
- (4) その他必要な事項

(懇談会の構成)

第3 懇談会は、学識経験者等、15名以内の委員で構成する。

- 2 懇談会において、必要がある時には、臨時委員を置くことができる。
- 3 懇談会に会長1名を置く。
- 4 会長は委員の互選により選任する。

(委員の委嘱)

第4 委員は、局長が委嘱する。

(委員の任期)

第5 委員の任期は、委嘱の日から平成27年3月31日までとする。

- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(招集等)

第6 懇談会は、会長が招集し、主宰する。

- 2 会長は、第3に定める者のか、必要があると認めるとときは、参考人として都関係部局職員等の出席を求めることができる。

(庶務)

第7 懇談会の庶務は、東京都福祉保健局少子社会対策部計画課において行う。

(雑則)

第8 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

- 1 この要綱は、平成23年10月17日から施行する。
- 2 この要綱は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。